

(4) 都市公園等の機能分類

都市公園等の施設更新・再編の検討における活用を見据え、都市公園等のもつ機能の特性を把握します。

都市公園等の実際の見直しに際しては、単純な配置状況だけでなく、市全体の広域的な視点や地域別の視点に立ち、機能の配置を把握することで、市域や地区内のバランスに留意しながら機能分担・特化を図っていく必要があります。

1) 公園機能分類の定義

「都市公園のストック効果向上に向けた手引き(平成28(2016)年国土交通省)」における都市公園のストック効果分類を参考に、本市の都市公園等が持つ機能の特性を踏まえ、以下のとおり機能分類を行いました。

本市における都市公園等機能分類

機能タイプ	機能の概要	評価項目	評価基準
遊び型	遊具があり、子どもの遊べる環境が整っている都市公園等	一般遊具	ブランコ、滑り台等の一般的な遊具の有無
		複合遊具	複合・コンビネーション遊具の有無
休養型	日常生活における休憩の場として、周辺住民が休憩や談笑等ができる都市公園等	休養施設	ベンチ、パーゴラ、四阿等の有無
スポーツ型	運動に係る専用施設等を活用し、運動ができる都市公園等	スポーツ施設	バックネット、バスケットゴール等の球技ができるスポーツ施設の有無
健康増進型	軽い運動や健康を意識した運動ができる都市公園等	健康遊具	背伸ばしベンチ等のストレッチや軽い運動等ができる健康器具の有無
		園路	ウォーキングができる周遊園路の有無
コミュニティ育成型	清掃活動等、地域により管理がなされている都市公園等	コミュニティ育成活動	公園愛護会の対象公園または、地元により管理がなされている公園
防災型	災害時に一時的な避難場所としての機能や、延焼遮断機能を有する都市公園等	防災施設	指定緊急避難場所、防災ヘリポート適地、防災倉庫のいずれかの有無

(4) 都市公園等の機能分類

- 1. 緑の基本計画とは
- 2. 巻く状況と課題
- 3. 設定
- 4. 緑地の保全及び緑化推進の方針
- 5. 都市公園等の機能・配置の検討
- 6. 緑を守り育てる
- 7. 計画の推進に向けて

2) 機能分類別の都市公園等配置状況

市全域と地域からみた都市公園等の機能分類別の配置状況は、以下のとおりです。

市全域からみると、都市公園では6機能のうち休養型が最も多く、次に遊び型が多い状況です。そのほかの公園では6機能のうちコミュニティ育成型が最も多く、次に休養型が多い状況です。

地域別にみると、公園数は、六郷地域が最も多く、三野谷地域が最も少ない状況です。また、どの地域にも遊び型、休養型、スポーツ型、コミュニティ育成型がみられます。

- ▶ 市全域からみた機能分類別の都市公園等配置状況…資料編(P115～120)
- ▶ 地域別にみた機能分類別の都市公園等配置状況…資料編(P121～128)

都市公園等の機能分類別の配置状況

地域	分類	公園数	遊び型	休養型	スポーツ型	健康増進型	コミュニティ育成型	防災型
館林地域	都市公園	6	5	6	1	0	1	6
	そのほかの公園	27	6	16	0	2	14	0
郷谷地域	都市公園	3	2	3	1	0	2	1
	そのほかの公園	10	2	8	1	1	8	0
大島地域	都市公園	4	3	4	2	1	1	0
	そのほかの公園	4	2	1	0	0	3	0
赤羽地域	都市公園	5	5	3	0	1	0	1
	そのほかの公園	9	1	3	2	0	3	0
六郷地域	都市公園	19	16	19	4	5	4	7
	そのほかの公園	34	9	15	3	3	18	0
三野谷地域	都市公園	4	3	4	3	3	2	2
	そのほかの公園	1	1	0	0	0	1	0
多々良地域	都市公園	8	7	8	2	3	5	3
	そのほかの公園	25	11	9	0	2	16	0
渡瀬地域	都市公園	1	1	1	1	1	0	0
	そのほかの公園	8	2	2	0	0	4	0
市全域(合計)	都市公園	50	42	48	14	14	15	20
	そのほかの公園	118	34	54	6	8	67	0

(4) 都市公園等の機能分類

(5) 課題

1) 持続可能な公園整備

- ・本市の市民1人当たりの都市公園の面積は、25.87 m²/人(令和5(2023)年4月1日現在)であり、都市公園法施行令、館林市公園条例において標準とされる10 m²/人を大きく上回っています。また、将来人口推計によると、本市の人口は今後も減少が続くと予想されていることから、現在の都市公園面積を維持すると、市民1人当たりの公園の面積はさらに増えることとなります。
- ・開発公園について、管理が困難となるケースが見られるようになっています。
- ・地域によって都市公園等の数の偏りや、近接する都市公園等の機能の偏り・重複により、地域の中で特徴がなく、似たような機能を持つ都市公園等がみられます。

◎ 今後も居心地が良く誰もが快適に過ごせるオープンスペースとしての空間となるよう、既存の公園を生かし、ストック効果をより高め、都市公園を一層柔軟に使いこなすといった、国の視点も踏まえた画一的でない公園づくりが求められます。

2) 公園施設の計画的な長寿命化・更新

- ・供用開始から30年以上が経過した都市公園等が多く、都市公園では全体の8割以上、そのほかの公園では全体の約5割を占めており、供用期間の長い都市公園等では、老朽化した施設や、巨木化・大径木化した樹木等が存在します。
- ・開発公園について、面積規模が小さく使い勝手の良くない敷地形状のそのほかの公園が増加しています。
- ・市民アンケート調査結果では、老朽化や機能が現状のニーズと一致していない都市公園等の再整理に対し、回答者の約5割が肯定的な意向を示しています。

◎ 老朽化の進行が想定されることから、公園施設の計画的な長寿命化・効率的な更新が必要となります。

◎ 似たような機能を持つ都市公園等について、機能重複を解消し、隣接する都市公園等との機能分担が求められます。

3) 適切な管理運営

- ・都市公園維持管理全体額は、平成25(2013)年から令和4(2022)年度にかけて緩やかに増加しています。多くの公園施設が昭和時代に整備されたものであり、老朽化が進行し、今後必要となる施設の更新・修繕費用の増大が懸念されています。
- ・「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言(令和4(2022)年国土交通省)」では、“新たな時代の都市公園は、官が整備し管理し提供する公園から、市民を含む多様な主体で「共に育て共に創る」新時代の公園へ”と述べられています。

◎ 今後も都市公園等の維持管理費が増大する可能性があることを踏まえ、都市公園等の維持管理について、一層効率的な行政運営が必要となります。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

(5) 課題
5. 都市公園等の機能・配置等の検討

6. 地区制度
緑を守り育てる

7. 計画の推進に向けて

(6) 都市公園等整備・管理の考え方

都市公園等を取り巻く状況やその課題を踏まえ、都市公園等の整備・管理に対する基本的な考え方を示します。

1) 既存の都市公園等の利活用

公園機能の分担や統合を検討することで、誰もが安全に、心地よく過ごすことができるような公園緑地の機能と質を保ちます。

2) メリハリのある都市公園等整備

地域の特性や公園の配置状況、立地適正化計画、災害時の役割等を考慮した上で、利用頻度の高さや面積の大きさ等から必要性の高い都市公園等を選択し、維持管理や施設更新等の優先度を設定します。

メリハリのある公園整備を実施し、既存の都市公園等に特色を持たせていくことを目指していきます。

3) 官民連携の推進

行政・民間・市民が連携し工夫することで、ニーズに対応した柔軟な管理運営や一層効率的な行財政運営を目指した維持管理を進めていきます。

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

都市公園等の種類ごとの特性に応じ、維持管理や整備方針を設定します。

1) 都市公園

① 街区公園

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 36 か所あり、都市公園全体のうち約 7 割を占める。
- ・ 各地域全てに配置され、面積は 550～5,800 m²。
- ・ 経過年数は 30 年以上のものが約 8 割を占める。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、コミュニティ育成型の機能が共通して備わっている。
- ・ 施行中の土地区画整理事業区域内（西部第一南地区、西部第一中地区、西部第二地区）で 10 公園が新規整備予定。

街区公園の一例（三角公園）



◆ 将来像

- ・ 街区公園の位置、面積や周辺の都市公園等の配置状況等に応じて、メリハリのついた整備内容・手法等が導入され、より効果的に公園の維持がなされている。
- ・ コンパクトなまちづくりの実現に向け、立地適正化計画における居住誘導区域内では、街区公園の複数の機能が確保されている。
- ・ 他の種類の都市公園や、そのほかの公園についても、配置状況や機能重複について考慮され配置されている。

② 近隣公園

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 4 か所ある。大島、六郷、三野谷、多々良地域に 1 か所ずつ配置され、面積は 9,997～18,000 m²。
- ・ 経過年数は全て 30 年以上である。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、スポーツ型、健康増進型の機能が共通して備わっている。
- ・ 幼児の保護者向け公園利用調査（令和 5（2023）年）において、幼児を持つ保護者の方からは、動物がいるという特色から、中央公園が最もよく利用されている。
- ・ 施行中の土地区画整理事業区域内（西部第一南地区、西部第二地区）で 2 公園が新規整備予定。

近隣公園の一例（中央公園）



◆ 将来像

- ・ 広さを生かした施設（広場等）がある等、街区公園よりも幅広い利用者ニーズに対

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

応している。

- ・ ターゲットやテーマに合わせた、特色ある機能を持つ公園が整備されている。

③ 総合公園、風致公園

【総合公園】

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 3 か所ある。六郷、三野谷、多々良地域に 1 か所ずつ配置され、面積は 83,963～1,234,800 m²。
※県立公園の供用開始区域を含む公園区域が複数地域にまたがる場合、最も面積を占める地域としている
- ・ 経過年数は全て 30 年以上である。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、健康増進型の機能が共通して備わっているほか、公園ごとに機能が特化している。

総合公園の一例
（つつじが岡公園）



【風致公園】

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 1 か所ある。六郷地域に配置され、面積は 60,000 m²。
- ・ 経過年数は 29 年である。
- ・ 休養型、健康増進型に特化した機能が備わっている。

風致公園（茂林寺公園）



◆ 将来像

- ・ ターゲットやテーマに合わせた、特色ある機能を持つ公園が整備されている。
- ・ 多くの市民や観光客が訪れる、自然の風景等のおもむき、味わいを保全した公園となっている。

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

④ 都市緑地

◆ 現状（令和 5（2023）年時点）

- ・ 5 か所ある。館林、郷谷、多々良地域に 1 か所ずつ、六郷地域に 2 か所配置され、面積は 519～1,456 m²。
- ・ 経過年数は全て 30 年以上である。
- ・ 休養型の機能が備わっているほか、広場がある箇所もある。

都市緑地の一例
（小桑原緑地）



◆ 将来像

- ・ 自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、緑地ごとの規模や機能に応じた利用がなされている。

⑤ 緑道

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 1か所ある。六郷地域に配置され、面積は6,919 m²。
※緑道区域が複数地域にまたがる場合、最も面積を占める地域としている
- ・ 経過年数は31年である。
- ・ 設置されている施設や機能が複数みられ、遊び型、休養型、健康増進型の機能が備わっている。

緑道（近藤川緑道）



◆ 将来像

- ・ 都市の自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、テーマに合わせた特色ある機能を持つ緑道が整備されている。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

2) そのほかの公園

① 公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場

【公園】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 4 か所ある。館林、多々良地域に 1 か所ずつ、六郷地域に 2 か所配置され、面積は 727～493,000 m²と幅広く、多様な性質を持った公園が混在している。
- ・ 経過年数が 30 年以上のものは約 3 割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に休養型の機能である。

公園の一例
(野鳥の森自然公園)



【運動広場】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 17 か所ある。館林地域に 1 か所、郷谷地域に 2 か所、多々良、渡瀬地域に 3 か所ずつ、赤羽、六郷地域に 4 か所ずつ配置され、面積は 500～9,652 m²。
- ・ 経過年数が 30 年以上のものは約 4 割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主にコミュニティ育成型の機能である。

運動広場の一例
(岡野南運動広場)



【ちびっ子広場】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 32 か所あり、そのほかの公園全体のうち約 3 割を占める。
- ・ 各地域全てに配置され、面積は 120～1,233 m²。
- ・ 経過年数は 30 年以上のものが約 9 割を占める。
- ・ 設置されている施設や機能が少ないが、コミュニティ育成型の機能は共通して備わっている。

ちびっ子広場の一例
(青梅天満宮)



【憩いの広場】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 17か所ある。大島、六郷地域に1か所ずつ、郷谷地域に3か所、多々良地域に4か所、館林地域に8か所配置され、面積は150～1,000㎡。
- ・ 経過年数が30年以上のものは約1割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に休養型、コミュニティ育成型の機能である。

憩いの広場の一例
（大街道二丁目広場）



◆ 将来像

- ・ そのほかの公園の種別や機能に応じた利用がなされている。
- ・ それぞれの種別に応じて、あり方を協議しつつ、地元と連携した維持管理ができている。

② 緑地、緑道

【緑地】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 38か所あり、そのほかの公園全体のうち約3割を占める。
- ・ 開発に伴う設置や各種事業により配置され、面積は40～5,266㎡。
- ・ 経過年数が30年以上のものは約3割である。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に休養型の機能である。

緑地の一例（太陽の園）



【緑道】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 8か所ある。郷谷地域に1か所、六郷、多々良地域に2か所ずつ、館林地域に3か所配置され、面積は647～5,500㎡。
- ・ 経過年数は30年以上のものが約6割を占める。
- ・ 設置されている施設や機能が少なく、その中でも多いのは主に健康増進型の機能である。

緑道の一例
（近藤川緑道Ⅱ）



◆ 将来像

- ・ 自然環境の保全や良好な景観形成を中心としながら、規模や機能が維持されている。

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

③ グリーンバンク

【緑地】

◆ 現状（令和5（2023）年時点）

- ・ 2 か所ある。多々良地域に配置され、面積は 1,695～1,983 m²。
- ・ うち 1 か所の経過年数が 30 年以上である。
- ・ 樹木の生育管理や緑化講習、記念樹の交付等に関わる緑の拠点となっている。

グリーンバンクの一例
(第2号グリーンバンク)



◆ 将来像

- ・ 緑の拠点として、利活用されている。

(7) 都市公園等の種類ごとの将来像

(8) 都市公園等のあり方検討

1) 都市公園等の考え方

都市公園等整備・管理の考え方や、種類ごとの将来像を踏まえ、都市公園とそのほかの公園について、あり方の方針を示します。

① 都市公園の方針

対象 都市公園 → 既存公園の維持・充実 原則、廃止なし

- ◎ 市全体の公園総量が充実していることから、既存公園の維持・充実を原則とします。
- ◎ 都市公園は一定の面積を有するまとまった緑として都市の財産であり、将来的にも維持・保全することが望ましいと考えられます。また、廃止すること(既存の公園をなくす、または縮小すること)については、都市公園法により一部の場合を除き、みだりに廃止してはならないとされていることもあり、原則、廃止は検討しないこととします。

② 都市公園の種別の方針

対象 都市公園(街区公園) → 機能配置の検討

- ◎ 街区公園は、都市公園全体数のうち約 7 割を占めています。面積は 2,500 m²以下の比較的小規模な公園が多く、経過年数は 30 年以上が約 8 割を占めており機能重複や偏りがあることから、新たな利活用や機能配置等を踏まえて公園ごとに優先度を決定し、維持管理を実施します。
→検討の詳細は、「(8)2) 街区公園の維持管理のあり方」に掲載します。
- ◎ 新設の公園についても、周辺の都市公園等の配置状況等を踏まえ、機能の重複とならないような機能配置を念頭に置くとともに、地元や事業者のニーズ把握や民間活力を効果的に活用し、整備していきます。

対象 都市公園(近隣公園・総合公園・風致公園等) → 機能の維持

- ◎ 近隣公園、総合公園、風致公園は、今ある特徴を生かし、公園の種類ごとの将来像を踏まえ、機能の維持を図るとともに、特色ある機能を持つ公園整備に努めます。
- ◎ 館林市公園施設長寿命化計画(令和 5(2023)年)に基づき、計画的な改築や修繕、適切な管理を推進していきます。

(8) 都市公園等のあり方検討

1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化の推進のための施策の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

③ そのほかの公園の方針

対象 そのほかの公園(公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場)

→ 見直しの検討

- ◎ 公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場については、再編を含む配置のあり方について検討をします。なお、これらについては、利用者の声を聞き、慎重に検討を進めていきます。

→検討の詳細は、「(8)2 公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場の公園配置」に掲載します。

対象 そのほかの公園(緑地、緑道、グリーンバンク)

→ 機能の維持

- ◎ 緑地、緑道については、緑の保全等のための緑地であることから、機能の維持を図り、必要に応じて公園施設や部分的な再整備を実施します。
- ◎ グリーンバンクについては、緑の拠点としての機能維持を図ります。

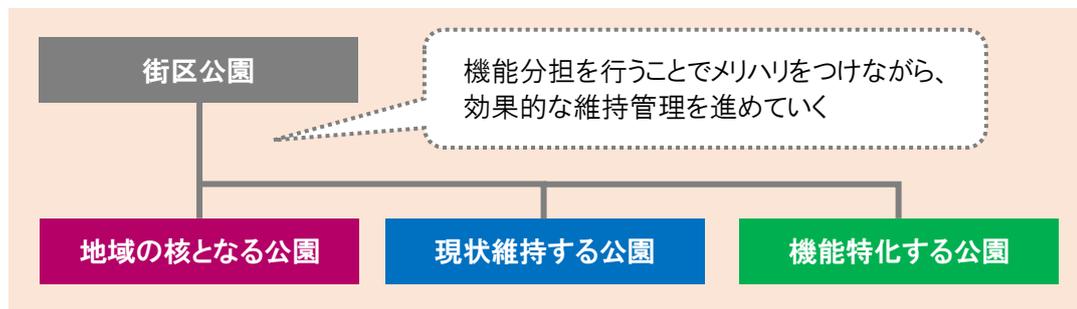
2) 街区公園の維持管理のあり方

① 維持管理類型の考え方

街区公園は、都市公園全体数のうち約 7 割を占めており、比較的小規模な公園が多くみられます。また、老朽化が進んでいる公園が多く、機能の重複や偏りがあることから、周辺の状況や機能配置等を踏まえ、維持管理の優先度を設定し、メリハリをつけながら、効率的・効果的な維持管理を実施します。

維持管理優先度の検討にあたっては、まず、街区公園を以下の考え方に基づき「地域の核となる公園」、「現状維持する公園」、「機能特化する公園」の 3 つに分類します。

◆ 街区公園の 3 分類の考え方



本市の状況

- 本市の居住誘導区域^{*}内には、面積規模が大きく、設置されている施設や機能が複数ある近隣公園は 2 か所しかありません。

※行政機能、医療機能、商業機能などの生活サービス機能が集積する地域の周辺、また、公共交通の沿線地域などにおいて、居住を誘導し、人口密度を維持する区域

地域の核となる公園

- ▶ 地域利用の中心となる公園として、地域のニーズに合った多面的な機能を確保していきます。
- ▶ 子どもの重要な遊び場として、遊具等が老朽化した際には、重点的に施設更新を実施します。

1. 緑の基本計画とは

2. 巻館林市の緑と課題を取り

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置等の検討
(8) 都市公園等のあり方検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

1. 緑の基本計画とは

2. 巻林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び施策の推進のための方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

本市の状況

- 本市の市街化区域に対する街区公園の公園誘致圏(半径 250m)の面積カバー率は、29.9%にとどまっています。

現状維持する公園

- 現状維持を原則とし、必要に応じて施設を更新します。

本市の状況

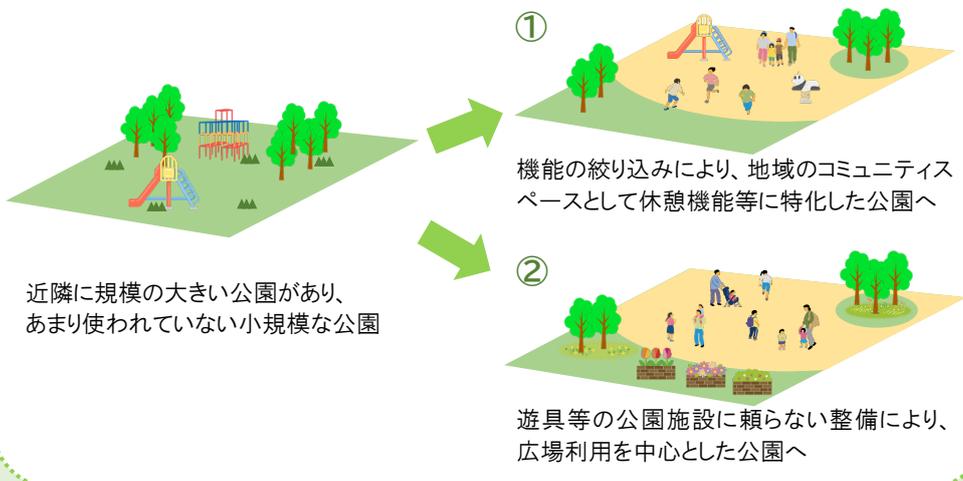
- 市内には近隣に公園がある小規模な街区公園が存在します。
- そうした街区公園では、近接している規模の大きい都市公園等との間に機能の重複や偏りがみられます。

機能特化する公園

- 近隣に規模の大きい公園(地域の核となる公園、近隣公園、総合公園、風致公園)が存在する場合には、その公園と機能の分担を図り、地域全体で公園の多面的な機能が確保できるように機能を単純化し、空間の有効活用や維持管理の省力化を図ります。
- 単純化を図る機能については、公園機能分類で実施した「遊び型」、「休養型」、「スポーツ型」、「健康増進型」、「コミュニティ育成型」、「防災型」の分類結果を参考に、近接する公園の機能を踏まえて検討します。

＜公園の機能特化のイメージ＞

- 機能を絞り込み、特定の利用に特化
- 遊具等の公園施設に頼らず、広場利用を中心とした整備

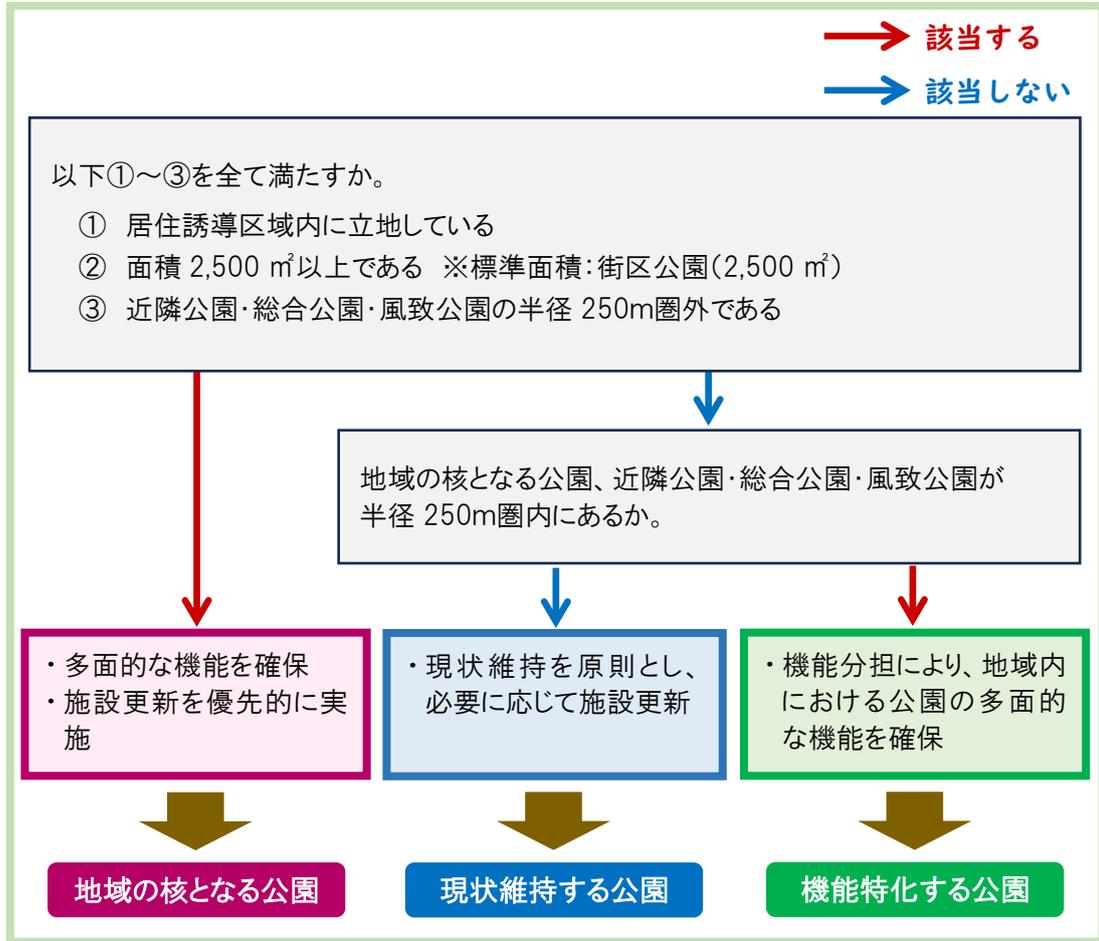


(8) 都市公園等のあり方検討

② 維持管理優先度決定の流れ

STEP①において「地域の核となる公園」、「現状維持する公園」、「機能特化する公園」の類型化を行ったのち、STEP②とSTEP③で示した考えをもとに維持管理の優先度を決定し、それに基づいて街区公園を維持管理します。

◆ STEP① 街区公園の維持管理類型検討フロー



◆ STEP② 周辺の状況等を踏まえて個別に類型を確定

- ・「地域の核となる公園」と「機能特化する公園」について、周辺の公園の配置状況や機能の分布状況を踏まえた上で、個別に最終的な判断をします。

◆ STEP③ 維持管理優先度を決定

- ・「地域の核となる公園」、「現状維持する公園」、「機能特化する公園」について、それぞれの維持管理類型の考え方、周辺の公園の配置状況や機能の分布状況、館林市公園施設長寿命化計画(令和 5(2023)年)等に基づき、維持管理優先度を決定し、それに基づいた公園の維持管理を実施します。

1. 緑の基本計画とは

2. 巻林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

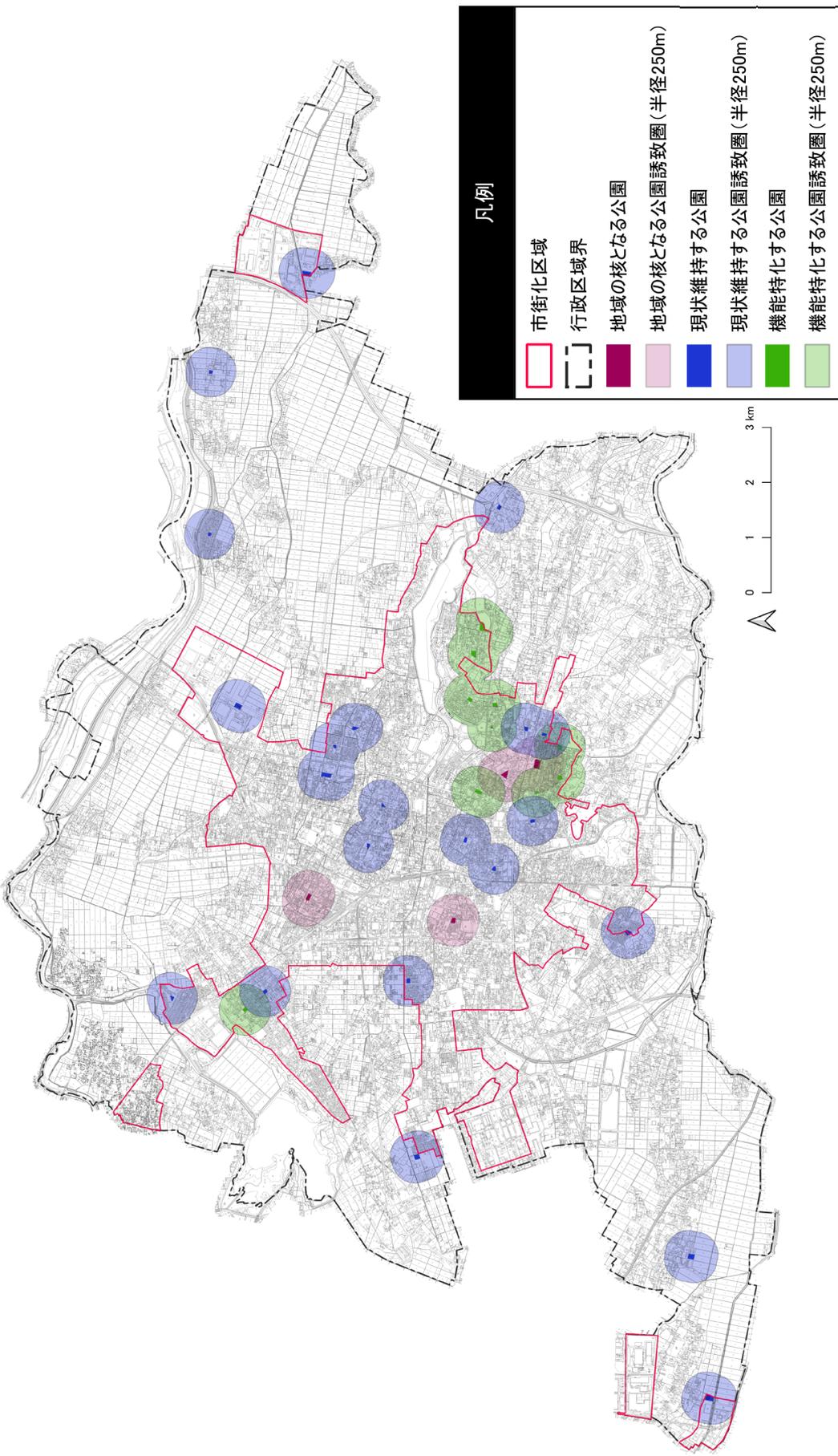
4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(8) 都市公園等あり方検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

STEP①による街区公園分類結果



凡例

- 市街化区域
- 行政区境界
- 地域の核となる公園
- 地域の核となる公園誘致圏(半径250m)
- 現状維持する公園
- 現状維持する公園誘致圏(半径250m)
- 機能特化する公園
- 機能特化する公園誘致圏(半径250m)



(8) 都市公園等あり方検討

1. 緑の基本計画とは
2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題
3. 基本方針、目標の設定
4. 緑地の保全及び緑化推進のための施策の方針
- 5. 都市公園等の機能・配置の検討**
6. 緑を守り育てる地区制度
7. 計画の推進に向けて

3) そのほかの公園の公園配置

90 ページの「③そのほかの公園の方針」を踏まえ、公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場の配置のあり方について検討します。

① 整備類型の考え方

公園、運動広場、ちびっ子広場、憩いの広場を、「存続する公園」と「見直しを検討する公園」に分類し、今後、公園として残していくのかを検討していきます。

存続する公園

- ▶ 現状維持を原則とし、必要に応じて施設更新します。

見直しを検討する公園

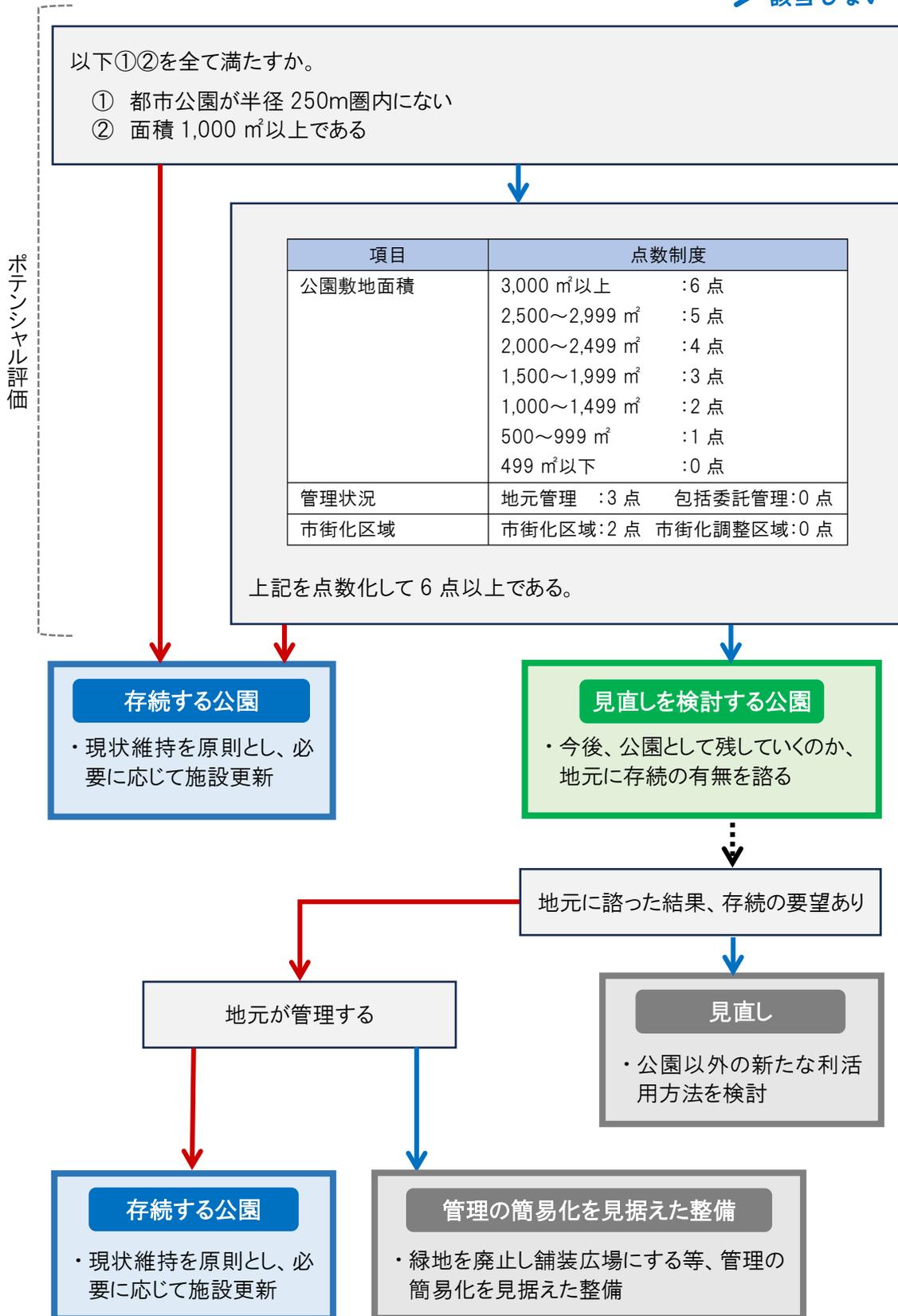
- ▶ 公園として残す場合は、地元による公園管理を基本とします。
- ▶ 今後、公園として残していくのかについて、「遊具のあるちびっ子広場」、「市の管理対象」、「それ以外」の順に、地元で存続の有無を諮ります。
- ▶ 地元からの公園機能の存続要望がある場合は、地元管理をしていただけるかを要件に、公園機能の存続を判断します。地元管理が難しい場合は、緑地を廃止し舗装広場にするなど、管理の簡易化を見据えた整備を行います。
- ▶ 公園として廃止する場合は、公園以外の利活用方法を検討します。

(8) 都市公園等のあり方検討

◆ 公園、運動公園、ちびっ子広場、憩いの広場の整備類型検討フロー

→ 該当する

→ 該当しない



1. 緑の基本計画とは

2. 館林市の緑を取り巻く状況と課題

3. 基本方針、目標の設定

4. 緑地の保全及び緑化推進の方針

5. 都市公園等の機能・配置の検討
(8) 都市公園等あり方検討

6. 緑を守り育てる地区制度

7. 計画の推進に向けて

1. 緑の基本計画とは
巻く状況と課題

2. 基本方針、目標の設定

3. 緑地の保全及び施策の方針

4. 都市公園等の機能・配置の検討

5. 緑を守り育てる地区制度

6. 計画の推進に向けて

ポテンシャル評価による公園分類結果

(8) 都市公園等のあり方検討

